

声 明

2011年1月25日

薬害イレッサ訴訟統一原告・弁護団

本年1月24日、アストラゼネカ株式会社は、薬害イレッサ訴訟において、大阪地方裁判所及び東京地方裁判所における和解協議自体を拒絶することを明らかにした。

また、本日の新聞報道によれば、政府は1月24日、国の責任を認めた東京・大阪両地裁の和解勧告に応じない方針を固めたとのことである。

大阪・東京両地方裁判所は、本年1月7日の和解勧告において、薬害イレッサ問題を「深刻な被害」とし、被告らの救済責任を明言した上で、早期全面解決のために、訴訟の当事者に対し、真摯に受け止めて検討をすることを期待し、原告も、和解勧告を受け入れる意思を表明し、よりよい解決のために協議の準備をすすめていたところである。

しかしながら、被告らは、和解勧告について真摯な検討を行うどころか、協議のテーブルにつくことすらしないまま、裁判所の提案の受け入れを拒否する姿勢を打ち出した。被告らの対応は、イレッサによる被害を被りながら、被告らの誠意を欠く対応のため、6年半の長きにわたる訴訟を闘い続けてきた原告ら、並びに判明しているだけで800名以上にもものぼるイレッサの被害者及び遺族に対し、二重三重の苦しみを与えるものであり、最大限の社会的非難が加えられるべきである。

国内外の臨床試験等において致死的な間質性肺炎の発症を示す情報が蓄積されていたにもかかわらず、承認前から「副作用の少ない抗がん剤」という宣伝広告を行い、添付文書等における十分な警告を怠った被告アストラゼネカ社はもとより、安全性確保措置をとらないまま漫然とイレッサを承認し、市販後の安全対策を怠った被告国の責任は甚大であり、被告らが被害者に対し、謝罪と償いをすべきことは当然である。

被告らは、がん患者の尊厳と知る権利を踏みにじる惨禍をもたらした責任を改めて自覚し、いま一度、真摯な反省のもとに和解協議の諾否について再考し、和解協議に応じることを強く求める。

原告らは、今後も、薬害イレッサの早期全面解決を実現するために全力を尽くす所存である。引き続きご理解とご支援をお願いします。

以 上